

#### JIPDECセミナー 講演資料

「グローバルビジネスにおけるデータの利活用と保護 ~データ越境移転ルールの最新動向~」

本資料は、2024年9月20日(金)開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。 セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、 転載はご遠慮ください。

2024.09.20



JIPDECセミナー

# 社内のデータ管理の基本となるデータマッピングについて紹介

2024年9月20日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 電子情報利活用研究部 松下 尚史

#### <氏名>

松下 尚史

#### <所属>

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 電子情報利活用研究部 調査研究グループ グループリーダー

#### <日頃やっている業務>

- 電子情報の保護と利用に関する基盤整備の 企画・推進
- G空間(地理空間情報)
- 衛星測位(準天頂衛星システムの普及促進)
- 自治体オープンデータ関連
- デジタル・トランスフォーメーション関連調査
- 個人情報やプライバシー保護に関する制度研究など

# 自己紹介



# サータマッピングとは、 事業者が取り扱うデータを事業者全体で整理して、取得状況等を可視化すること

# 背景

#### ●GDPRにおけるデータマッピング

- ▶ GDPRでは、説明・証明責任の原則(Accountability)に沿って、個人データの処理がなされていることを証明する必要があり、いくつかの技術的および組織的な措置を講じる必要がある。
- ➤ その措置の1つとして、第30条1項(Article 30 Records of processing activities) に記載された以下の内容が示されている。

個々の管理者、及び、該当する場合、管理者の代理人は、その責任において、取扱活動の記録を保管する。その記録は、以下の情報の全てを含める。 Each controller and, where applicable, the controller's representative, shall maintain a record of processing activities under its responsibility. That record shall contain all of the following information

出典:一般データ保護規則(GDPR)の条文 個人情報保護委員会 第30条 取扱活動の記録 (1)項

- ●ITの世界におけるデータマッピング (今回はこちらではない)
  - ▶ システムが持つデータベース間の違いを超えてデジタルデータを統合するプロセス





文字サイズ変

大きめ

キーワード入力

Q検索 お問合せ **English** 





☆ ホーム

委員会について ▼

広報・お知らせ▼

個人情報保護法等 ▼

マイナンバー ▼

国際関係 ▼

申請・手続・報告▼

個人情報保護委員会 > 個人情報保護法等 > データガバナンス(民間の自主的取組)

#### データガバナンス(民間の自主的取組)

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更)において、PIAや個人データの取扱 いに関する責任者を設置すること等によりデータガバナンスの体制を構築することが重要であるとの指摘がなされています。

事業者においては、下記の個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例集、データマッピング・ツールキット、 PIAレポートも参考にしつつ、データガバナンス体制を構築することが望まれます。

#### 個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例集

事業者内に個人データの取扱いに関する責任者を設置することは、データガバナンス体制を構築するための有効な手段となります。そ こで、実効的な責任者の設置や活動につながることを期待して、「個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例 集」を公表しました。

■ 個人データの取扱いに関する責任者・責任部署の設置に関する事例集 (PDF: 1209KB)

#### データマッピング

IT社会の進展に伴うデジタル化によって、各事業者において保有するデータが増加する中で、その保有するデータを適切に管理する必 要性が近年高まっています。

そこで、"事業者が取り扱うデータを事業者全体で整理して、取扱状況等を可視化する"(=データマッピング)際の一助とする目的で 「データマッピング・ツールキット」を作成しました。

#### データマッピングツール

- ▶ <u>データマッピング・ツールキット(本編) (PDF: 419KB)</u>
- ▶ データマッピング・ツールキット (別紙1:データマッピング表の項目例) (EXCEL: 25KB) 🗖 →Excelが開けなかった場合のヒント
- ▶ データマッピング・ツールキット(別紙2:外国にある第三者への個人データの提供に係るチェックリスト)(PDF:245KB)

出典:https://www.ppc.go.jp/personalinfo/independent effort/

#### ●個人情報保護委のツールキットがヒット 初の企業向け

(産経新聞 2022/12/18 17:30)

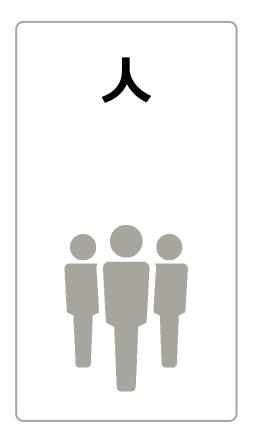
- ▶ 企業が扱う従業員や顧客らの個人情報を適切に管理するため、政府の個人情報保護委員会が作成 **したツールキット**が、予想を上回るヒットになっている。同委が企業向けに作成したのは初めて で、**ダウンロード数はこれまでに約7千件に上った**。インターネットでの買い物といった個人情 報を登録する機会が増える中、企業側の危機管理の意識も高まっている。
- ▶ 個人情報保護委が作成したのは「データマッピング・ツールキット」。使用方法が書かれたマ ニュアルや、データの入力例が記載されたエクセルシートなどで構成する。シートは個人情報の 利用目的や保管場所、利用・アクセスできる従業者など38項目を入力し、保有する個人情報を 一覧にして可視化する。
- ▶ 個人情報保護法では、23条に「安全管理措置」を明記。個人情報を取り扱う事業者は、データ の安全管理のために「必要かつ適切な措置を講じなければならない」と記しており、**ツールキッ トは安全管理措置の手段として役立つ**。また、管理場所を確認することでより安全な保管場所へ の移行などの対応にもつながる。
- ▶ 同委事務局によると、ツールキットはIT企業や弁護士などのアドバイスを受けながら約1年か けて作成し、10月中旬にホームページ(HP)で公開した。事務局は当初、数百程度のダウン ロード数を見込んでいたが、半月で5千件を超え、11月末で6895件と予想をはるかに上 回った。
- ▶ 同委事務局の大星光弘企画官は「個人情報の漏洩(ろうえい)がニュースになったりしているため、 企業の管理部門などでは個人情報の管理に対する意識が高まっている」と説明。そのうえで 「ツールキットを各社の事業の特徴でさまざまなアレンジをしてもらい、有効に活用してもらい たい」と話した。

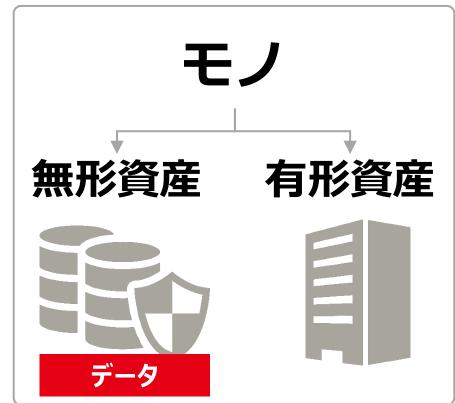
出典:https://www.sankei.com/article/20221218-AZPAENHXEJM3PMSXNBNZ3VGLII/

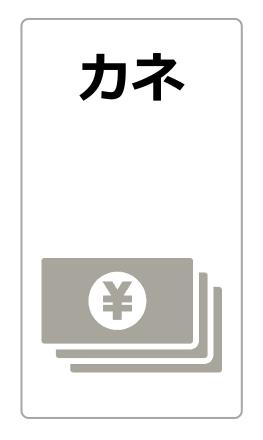


# -タは経営資源の一つ

# 社内のデータを正確に把握することは、 経営資源を正確に把握することに等しい







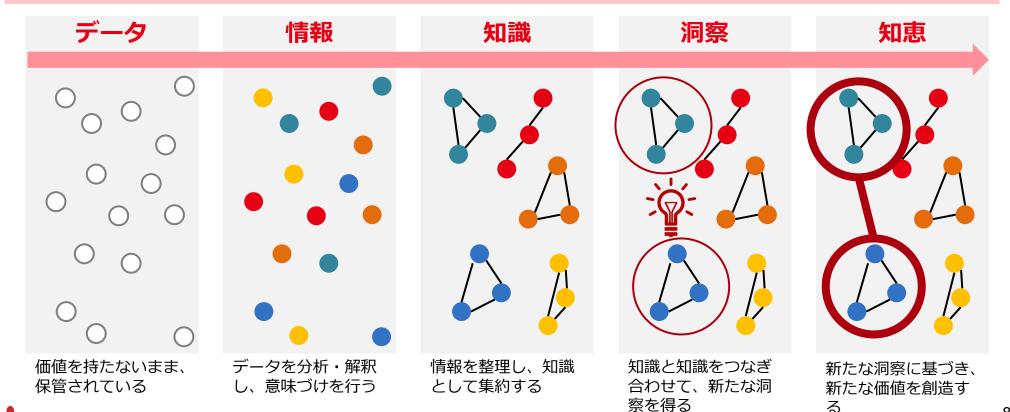
# ・タを正確に把握する意味

#### 〈データとは〉

● データとは、価値を持たずに保管されているもので分析・解釈・利用することで、有用な情報に変 換できる事実や数字などのこと

#### <データから新たな価値創造へ>

● データを分析・解釈して意味づけを行うことで情報になり、情報を整理することで知識として集約 され、知識と知識をつなぎ合わせることで新たな洞察を得て、新たな価値創造につなげていく。





# データの正確な把握という守りの取組は、新たな価値創出という攻めの取組につながる



### 企業価値向上のためのDX戦略

#### <企業価値向上の実現>

#### 経営ビジョンの実現に向けた戦略

#### DX戦略(データとデジタル技術を活用する戦略)

#### DXに投じる資金

コストではなく、価値創造に 向けた投資として捉える

#### DX推進の役割

IT部門ではなく、 経営陣や取締役会の役割

#### 社内外との対話

経営者は、社内外のステー クホルダーと積極的に対話 を行うことが必要

#### ● 持続的な企業価値の向上を図っていくための重要事項

- ① 新たな価値創造のために不可欠な経営資源としてデジタル技術を捉え、 DX戦略を描くこと
- ② デジタルの力を、効率化・省力化を目指したITによる既存ビジネスの改 善にとどまらず、新たな収益につながる既存ビジネスの付加価値向上や 新規デジタルビジネスの創出に振り向けること
- ③ ビジネスの持続性確保のため、ITシステムが技術的負債となることを防 ぎ、計画的なパフォーマンス向上を図ること
- ④ 必要な変革を行うため、IT部門、DX部門、事業部門、経営企画部門など が組織横断的に取り組む

デジタルガバナンス・コード3.0 ~DX経営による企業価値向上に向けて~ (案)

> 2020年11月9日策定 2024年9月 日改訂





出典: https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=000027796110



# データマッピングは

# DX推進にもつながる



# データの中でも、特に配慮を求められる個人情報

# **ISMS**

(ISO27001)

- 企業が保有している情 報全般を対象
- 情報セキュリティ全般
- 情報の機密性、完全性、 可用性の確保及び 事業継続

護個 や人 適情 正報 管の 理

## **PMS**

(JIS Q 15001)

- 社内の全ての個人情報 を対象
- 個人情報の適切な管 理及び権利保護

# ータマッピング

#### ●データマッピングとは

▶データマッピングとは、事業者が取り扱うデータを事業者全体で整理して、 取扱状況等を可視化する作業のことを言います。

#### ●データマッピングの意義

- ▶事業者全体としてどのようなデータを取り扱っているのかを把握
  - ✓個人情報保護法を含む当該データに適用される法令の遵守状況の確認
  - ✓当該データの取扱状況等に起因するリスクに応じた必要な対応の実施等を行うこと ができる
    - 個人データについてのデータマッピングは、法第23条の定める個人データの安全管理措置 の一つの手法(ガイドライン(通則編)10-3(3))
    - 具体的には、データマッピングは、個人データの項目、責任者・取扱部署等をあらかじめ 明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握可能とするものであり、安全管 理措置の一つである、**組織的安全管理措置の「個人データの取扱状況を確認する手段の整 備 | の一つの手法に該当**する。



## データマッピングの手順

データマッピング・ツールキットでは、以下のような手順が示されています。

- データマッピングの責任者・担当部署(事務局)の 決定
- データマッピングの目的の設定
- データマッピングする項目及び対象とするデータの 範囲の設定
- データマッピング表のフォーマットの作成
- データマッピング表の記入者の決定

記入者によるデータマッピング表の記入

● データマッピング担当部署による記入の正確性の 確認

表作成

更新

確認・ 対応

データマッピング表の随時又は定期的な更新

● データマッピングの目的に沿ったデータマッピング 表の確認・必要な対応(是正)

出典:個人情報保護委員会「データマッピング・ツールキット (個人情報保護法関係) | https://www.ppc.go.jp/files/pdf/data-mapping tool-kit.pdf

# データマッピングの目的と項目の設定

#### ●目的の設定

▶ 例1:個人情報保護法全般を遵守しているかを確認するため

▶ 例2:個人情報保護法の規制のうち、個人データの越境移転規制等を中心に

確認するため

▶ 例3:保管しているデータの内容に応じた適切なセキュリティが施されているか。

確認するため

#### ●項目の設定

▶ 目的に応じた対象データの範囲を定め、以下のような項目(例)を設ける。

項目(例)	記載例等	項目(例)	記載例等		
データの名称	電子データに付している名称や紙媒体の表紙等に 記載されている名称	要配慮個人情報 の有無	要配慮個人情報を含むか否か		
取扱部署	事業者内でデータの管理責任を負っている部署	取得方法	データの取得方法		
責任者	データの管理責任を負っている者の指名又は役職	第三者提供の 同意の有無	第三者提供の同意を得ているか否か		
人数	データに含まれる個人に係る人数	保存形態	データの保存携帯(電子データ、紙媒体等)		
概要	データに含まれる情報の概要	保管場所	自社保管(キャビネット、USB等)、 自社契約のクラウド、委託先等		
利用目的	データの利用目的	保存期間	法律又は事業者内で定められた保存期間		
分類	分類例:個人情報、個人データ(保有個人データ)、 仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報	利用・アクセス できる従事者	事業者内でデータを利用・アクセスできる従業者の 範囲(氏名又は属性)		



# (参考) データマッピングの記載例

●個人情報保護委員会のホームページには、記載例(下表)も掲載されています。

	基本項目								
•	データの名称	取扱部署	責任者	人数	データの項目	利用目的	データの分類	要配慮個人情報の有無	データの本人
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
記載例1	従業員から提出された 個人情報	人事部	人事部長	1,000人	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、 家族構成、マイナン バー、健康診断結果	・源泉徴収票等の公的機関への提 出業務 ・給与等の支払業務	個人データ	含む	従業員
記載例2	2020年3月12日から実施 の「新成人加入キャン ペーン」で取得した顧 客情報	カスタマー事業部	カスタマー事業部長	3,564人	氏名、住所、電話番 号、メールアドレス	<ul><li>・当該サービスの実施</li><li>・当該キャンペーンその他当社の キャンペーンの案内</li><li>・マーケティング会社への提供</li></ul>	個人データ	含まない	顧客
記載例3	2019年~2020年に各種 キャンペーンで取得し た顧客情報	事業開発部	事業開発部総務課長	10,000人	住所(市町村まで)、 購買履歴(購入日、購 入物)	・当社の新規事業の開発	仮名加工情報 (個人情報である仮名加工情報)	含まない	顧客



## 特に越境移転を伴う場合は注意!

●チェックリストの結果を用いて専門家に相談する等をして最終的に各事業者で 判断してください。

国にある第三者への個人データの提供					
委託先·再委託	委託の場合には第三者に提供していることになります。				
第三者(親会社・子会社等のグ ループ会社を含む)への提供	委託以外の第三者提供の場合には第三者に提供していることになります。				
クラウド利用	契約条項によってクラウド事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められていない、または、クラウド事業者が個人データにアクセスできないように適切にアクセス制御を行っていない場合は、第三者に提供していることになります。				
国において個人データを取り扱う場合					
外国の現地事務所等に従業者が いる	外国の現地事務所で勤務している従業員、役員等がこれに当たります。また、データが国 内のサーバに保存されていたとしても、外国にある自社の従業員にアクセスを認めていれば、 これに当たります。				
委託•再委託	外国に本店所在地がある委託先、再委託先にデータの取扱いを委託している				
アクセス権	外国にいる委託先、再委託先の従業者に対して、データの利用・アクセスを認めている。				
クラウド利用	利用しているクラウド事業者や委託しているクラウド事業者の本店所在地が外国にある。				
サーバや保存国	データを保存しているサーバや保存国が外国にある。(委託先・再委託先含む)				





# グローバル化に対応した 適切なデータ管理こそが、攻めの第一歩!





本資料は、2024年9月20日(金)開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。 セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、 転載はご遠慮ください。